

社会福祉法人 長生会
役員等報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人
長 生 会

社会福祉法人長生会 役員等報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長生会（以下「長生会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき評議員、役員（以下「役員等」という。）及び委員会の委員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 委員とは、長生会の運営上設置する委員会において、理事会の決議により委嘱する委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び監事に対する報酬は、定款第8条第1項及び第21条第2項に定めるとおり支給しないものとする。

- 2 理事に対する報酬は、理事長の職にある理事を除き無報酬とし、理事長には職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、報酬を受ける間は、評議員会、理事会又はその他の会議の出席にかかる費用弁償は支給しない。
- 3 委員には、報酬は支給しない。
- 4 職員が理事及び委員を兼務している場合は、報酬及び費用弁償は支給しない。

(報酬の額)

第4条 理事長の報酬の額は、月額 100,000 円とする。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬の額は、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第6条 役員等及び委員がその職務に当たった場合には、その都度費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償の額は、日額 5,000 円とする。
- 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員等及び委員が、理事長の命を受け業務のため出張する場合は、実費弁償として長生会職員に適用する旅費規程（昭和61年）を準用し、旅費を支給する。この場合において、日当、宿泊料は、施設長の受ける額に相当する額とする。

(退職手当)

第8条 役員等がその職を退いた場合の退職手当は支給しないものとする。

(支払方法)

第9条 報酬の支払方法は、長生会職員に適用する給与規程（昭和59年）を準用する。

(公表)

第10条 長生会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(規程の廃止)

2. 社会福祉法人長生会役員報酬規程（平成22年）は廃止する。
3. 旅費規程（費用弁償）（昭和60年）は廃止する。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月30日改正）（第4条を改める。）